

令和5年度東京都北区雇用調整助成金等申請支援補助金【Q&A】

【制度の内容】

Q1 今回の補助金は、どのような制度ですか。

A1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の助成金（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）を受けようとする区内事業者が、支給申請の代行事務（以下「代行事務」という。）を社会保険労務士に依頼する場合の費用の一部について、北区が補助する制度です。区内事業者の雇用の維持及び事業活動の継続を図ることを目的とした事業です。

【補助金の支給額】

Q2 今回、代行事務の費用が15万円かかりました。補助金の申請をした場合、どのくらいまで補助金が支給されるのでしょうか。また、雇用調整助成金等の代行事務を3回お願いしましたが、その分の費用も申請できますか。

A2 1事業者につき、10万円まで補助いたします。社会保険労務士に支払った費用が、10万円に満たない場合は、その額が申請額となります。千円未満の端数があるときは、千円未満を切り捨てます。

なお、雇用調整助成金等の代行申請が複数回に渡る場合は、その支払った額の合算額を交付申請することができます。

【補助金の対象範囲】

Q3 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の制度もあると聞いています。雇用調整助成金の申請と一緒に代行事務を依頼した場合、補助の対象となりますか。

A3 小学校休業等対応助成金に関する代行事務の費用は、補助の支給対象となりません。雇用調整助成金等の代行事務にかかる費用の部分のみが支給対象となります。そのため、代行事務の費用の内訳を明確にして、補助の申請をする必要があります。

Q4 消費税については、補助の対象となりますか。

A4 補助金の申請において、消費税及び地方消費税は、補助対象外となります。そのため、その額を控除して補助金を申請します。

Q5 私の会社には、顧問契約をしている社会保険労務士がいます。しかし、雇用調整助成金の代行事務の費用は別途かかるといわれました。その場合、代行事務の費用は、補助の対象となりますか。

A5 代行事務の費用として別途かかる場合は、補助の支給対象となります。ただし、顧問料の中に代行事務が含まれている場合は、補助の支給対象となりません。

Q6 社会保険労務士に、雇用調整助成金等の申請に関する相談をしました。相談料については、補助の対象となりますか。

A6 相談料に係る費用は、補助の対象となりません。ただし、相談後、社会保険労務士に代行事務を依頼した場合の費用については、補助の支給対象となります。

Q7 昨年度も雇用調整助成金等申請支援補助金の交付を受けたのですが、令和5年3月1日以降に支払った費用は、補助の対象となりますか。

A7 代行費用を令和5年3月1日から令和5年12月31日までに支払っていれば、今年度も補助の対象になります。

Q8 雇用調整助成金等の申請をしました。不支給の決定を受けました。その場合、代行事務の費用の補助は、対象となりますか。

A8 社会保険労務士に代行事務を依頼したが、不支給となった場合でも、代行事務にかかった費用があり、申請要件を満たせば補助の支給対象となります。

【補助金の対象事業者】

Q9 補助金申請の対象となる事業者について、教えてください。

A9 中小企業基本法第2条1項に規定する中小企業及び個人事業者が対象となります。ただし、北区内に本社又は主たる事業所がなければ、補助の支給対象となりません。

Q10 本社は北区外ですが、北区内に支店があります。雇用保険の適用事業所は、区外の本社となっていますが、補助の対象となりますか。

A10 この場合、雇用保険の適用事業所が、北区外であるため、補助の対象となりません。雇用保険適用事業所が北区内にある場合に限り、支給対象となります。

Q11 北区内に、同じ法人のお店が2つあります。それぞれ雇用保険適用事業所となっておりますが、その場合、別々に補助の申請はできますか。

Q11 同一法人でも、雇用保険適用事業者ごとに代行事務を依頼した場合は、補助の申請をそれぞれ行うことができます。ただし、同一法人が、代行事務をまとめて社会保険労務士に依頼した場合は、補助の申請は1回となります。

Q11-2 法人の子会社として、北区内に事業所があります。子会社でも申請は可能ですか。

A11-2 法人の子会社やフランチャイズ店などであっても、北区内に雇用保険適用事業所として登録してある場合は、申請は可能です。

【補助金の申請書類提出】

Q1 2 補助金の申請期限は、いつまでですか。また、申請書類は直接持参するのでしょうか。

A1 2 令和6年1月31日（水）（必着）までに補助金の申請書を提出してください。申請書は郵送による提出をお願いしていますが、やむを得ない場合は、直接持参しても差し支えありません。

Q1 3 申請書類の中に、社会保険労務士に支払った領収書等が必要とありますが、単に領収金額が記載されたもので足りませんか。

A1 3 領収書については、社会保険労務士に支払った合計額だけでなく、支払の内訳がわかる領収書が必要です。内訳の記載がない場合、請求内訳がわかる請求書等も提出してください。

Q1 4 社会保険労務士に申請書類の作成を依頼しましたが、提出代行を依頼しなかったため、雇用調整助成金等の支給申請書に社会保険労務士の署名がありません。補助金の申請書類として問題はないでしょうか。

A1 4 雇用調整助成金等の支給申請書に、代理人又は提出代行者・事務代理者として社会保険労務士の署名がなければ、代行事務を依頼した証拠となりませんので、補助の申請はできません。

Q1 4-2 補助金を申請する際、雇用調整助成金等の支給申請書の写しを提出することになっていますが、オンラインにより申請したため、受付印のある申請書がありません。受付印がなくても、提出は可能ですか。

A1 4-2 オンラインにより申請した場合は、受付印はありませんので、オンラインによる申請書の写しを提出してください。

【補助金の請求書類提出】

Q1 5 補助金の申請者と、請求者が違います。問題ないでしょうか。

A1 5 補助金の交付申請者と同一の方が請求しなければなりません。請求書の押印は、申請者と同一の印鑑である必要があります。

Q1 6 補助金の交付決定を受けたので、請求書を提出しようと思っています。請求書に口座振替を記載するところがありますが、請求者と違う口座名義でも大丈夫ですか。

A1 6 口座名義人については、請求者と同じになります。法人であれば、法人の口座名義（名義人は代表取締役社長など）、個人事業者であれば、個人の口座名義になります。ただし、委任状（受領委任等）が提出された場合は、請求書の名義と違う方の口座名

義でも差し支えありません。